



山形県公報

平成27年1月13日(火)
第2612号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……19

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……20
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……同
- 同……………(同) ……21
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……22

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会1月定例会の招集……………同

## 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び再生可能エネルギー等導入促進支援事業」を「、再生可能エネルギー等導入促進支援事業及び避難所等耐震化緊急支援事業」に改め、同条第2項中「又は再生可能エネルギー等導入促進支援事業」を「、再生可能エネルギー等導入促進支援事業又は避難所等耐震化緊急支援事業」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項の「避難所等耐震化緊急支援事業」とは、市町村が行う避難所となる公共的施設、災害時に災害対策の拠点となる公共的施設その他の公共的施設の改築、補強等の事業(同項の学校耐震化等緊急支援事業に該当する事業を除く。)をいう。

第4条第1項第1号口中「又は同条第5項の学校耐震化等緊急支援事業」を「、同条第5項の学校耐震化等緊急支援事業又は同条第7項の避難所等耐震化緊急支援事業」に改め、同項第2号口中「及び第6項」を「、第6項及び第7項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第30号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.40パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年12月10日から適用する。
- 2 平成26年12月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地             | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人置賜自然と共育の村<br>米沢市大字口田沢3216番地 | 極楽麦酒本舗<br>米沢市中央二丁目3番18号 | 就労継続支援（A型）  | 平成26.12.26 |

### 山形県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営たらのきだい地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営たらのきだい地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年1月15日から同年2月13日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第33号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称

- 尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成23年3月28日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字六沢の一部
  - 5 認証年月日  
平成26年12月25日
- 

**山形県告示第34号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
  - 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成23年3月28日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字下柳渡戸の一部
  - 5 認証年月日  
平成26年12月25日
- 

**山形県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤坂真室川線
  - 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字内町字野々村367番1から  
同 359番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成27年1月16日
- 

**山形県告示第36号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。  
平成27年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第150号
  - 2 指定の場所 東根市神町東一丁目1番1の一部、5870番1の一部
  - 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 44.23メートル
  - 4 指定年月日 平成26年12月26日
-

山形県告示第37号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成27年1月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定の番号 私有村総建第151号
- 2 指定の場所 東根市一本木三丁目7516番2、7519番28、7519番29の一部、7519番33の一部、7519番41の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 159.04メートル
- 4 指定年月日 平成26年12月26日

教育委員会関係

告示

山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成27年1月13日

山形県教育委員会

委員長 長南博昭

- 1 招集の日時 平成27年1月15日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題  
(1) 教職員の人事について